

南砺市農業委員会第1回総会 会議録

- 1.招 集 日 令和8年7月21日
- 2.開会時刻 令和8年8月7日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和8年8月7日 午後3時15分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20 名
- 6.出席委員 19 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	堂前 光宏	出	11	今井 智	出
2	小椋 博史	出	12	石崎 敏行	出
3	北島 直道	出	13	谷田 弘志	出
4	中村 貞信	出	14	川高 謙一	出
5	細木 和隆	出	15	神田 照美	出
6	影近 博明	出	16	石橋 久雄	出
7	野原 哲二	出	17	川合 初浩	出
8	池田 昌秀	出	18	金田 雄介	出
9	吉田 優子	欠	19	前川 茂	出
10	中川 孝信	出	20	加藤 善躬	出

7.議事日程

第1 挨拶

第2 議事録署名委員の指名

第3 附議議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について

第4 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

第5 その他

8.事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 小林 由香

主査 桶谷 祐介、主任 重原 智恵、主事 中藪 慧

9.会議の概要

事務局長 お疲れ様です。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。定刻より少し早い時間となりますが、本日は1名欠席の連絡を頂いており、予定されていた皆様が揃いましたので、只今から第1回南砺市農業委員会の令和8年8月の総会を開始いたします。

本日は、このメンバーで開催されるはじめての総会となりますので分かりやすい説明に努めます。よろしくお願いいたします。また、8月異動で農業委員会事務局に新しく着任した桶谷主査をご紹介します。

事務局 桶谷です。8月に異動してきたばかりで至らない点が多いと思いますが、よろしくお願いいたします。

事務局長 ニュースでは、砺波で稲刈りが始まったと報じられました。生育が早いということでございます。6月末時点の民間のコメの在庫量が243万トンと、過去最大となったことが農林水産省の調査で分かったと報道されている中ではありますが、7月24日に開催された富山県農業再生協議会幹事会において、令和9年産以降の大麦の生産方針が提示されました。富山県の令和8年産大麦の作付け面積は約3,000haであったところ、令和9年産大麦は横ばいから1割り増しの3,000から3,300haと設定されました。また、この1年間のコメの需要量が683万トンと前年の実績より28万トン減少し、コメ価格の高騰に伴う消費の落ち込みが響いているようですので、富山県ではコメの生産量は維持からやや減少させる方針のようです。それでは、総会の成立について報告いたします。本日は議員総数20名のうち19名の出席でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しており、総会が成立する事をお知らせいたします。会議の開始にあたりまして加藤会長からのあいさつをお願いします。議事進行に関しましても、お願いします。

議長 皆様ご苦勞様でございます。未熟ではありますが皆様のご協力のもと進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。簡単ではございますがすぐに議事に入りたいと思っております。では、第1回農業委員会を開催いたします。会議に入る前に議事録署名人を選任したいと思います。お任せ頂けますでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、議席1番の堂前さん、2番の小椋さんに署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。では、本題に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 新任委員の方もいらっしゃいますので、案件に入る前に「農地法第3条の概要」を簡単にご説明いたします。農地法第3条は、「農地を農地のまま、売買・貸し借りをするときに必要な許可」です。農地が適切かつ効率的に利用されるよう、権利を取得する譲受人が本

当に責任を持って営農できるかを、農業委員会で審査・許可する仕組みとなっております。書類での審査は事務局で行っていますが、地域の状況につきましては、委員の皆様の方がよくご存じのことと思いますので、お気づきの点がございましたらご意見いただけますと幸いです。それでは、7月に申請のありました農地法第3条の案件について説明に入ります。議案2ページをご覧ください。

今回 11 件の申請がありました。	田 15 筆	30,619 m ²
	畑 5 筆	266.19 m ²
合計	20 筆	30,885.19 m ² です

議案の3ページをご覧ください。受付番号1番についてです。「資料」1ページの位置図も合わせて御覧下さい。譲渡人は「〇〇〇〇」さん、譲受人は「△△△△」さんです。申請地につきましては、畑3筆 = 150.14 m²です。

【理由】譲渡人は対象農地と別の地域に居住しており、農地の維持管理が難しい状況です。譲受人は、申請地に隣接する住宅へ入居予定であるため、対象農地について所有権を移転する申請があったものです。

受付番号 2 番についてです。「資料」2ページの位置図も合わせて御覧下さい。譲渡人は「〇〇〇〇」さん、譲受人は「△△△△」さんです。申請地につきましては、田1筆 = 1,415 m²です。

【理由】譲渡人については、市外在住であり耕作を継続する事が難しく、譲受人へ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。譲受人は△△△△であり、農業未経験ですが、地元の協力を得ながら、☆☆☆☆に作業の一部を委託することで、水稻栽培を行う予定です。

受付番号 3 番についてです。「資料」3ページの位置図も合わせて御覧下さい。譲渡人は「〇〇〇〇」さん、譲受人は「△△△△」さんです。申請地につきましては、畑1筆 = 3.05 m²です。

【理由】譲渡人については、高齢であり、耕作を継続する事が難しく、同居の子である譲受人へ、自宅に隣接する農地の所有権を移転する申請があったものです。

受付番号 4 番についてです。「資料」4ページの位置図も合わせて御覧下さい。譲渡人は「〇〇〇〇」さん、譲受人は「△△△△」さんです。申請地につきましては、田 1 筆 = 115 m²です。

【理由】申請地は仲間田であるため、所有者の中で所有面積の大きい所有者へ所有権を譲り渡すものです。

受付番号 5 番についてです。「資料」4 ページの位置図も合わせて御覧下さい。譲渡人は「〇〇〇〇」さん、譲受人は「△△△△」さんです。申請地につきましては、田 1 筆 = 232 m²です。

【理由】受付番号 4 番と同様、申請地は仲間田であるため、所有者の中で所有面積の大きい所有者へ所有権を譲り渡すものです。

受付番号 6 番についてです。「資料」5 ページの位置図も合わせて御覧下さい。譲渡人は「〇〇〇〇」さん、譲受人は「△△△△」です。申請地につきましては、田 2 筆 = 4,411 m²です。

【理由】譲渡人については、県外在住であり耕作を継続する事が難しく、地元耕作者へ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。なお、受付番号 7 番～10 番についても同様の案件であり、同じ譲渡人から、筆ごとに館地区の別の耕作者へ譲り渡すものですので、譲受人と対象農地のみ読み上げます。

受付番号 7 番 譲受人「△△△△」さん、申請地は田 1 筆 = 1,486 m²

受付番号 8 番 譲受人「△△△△」さん、申請地は田 1 筆 = 2,042 m²

受付番号 9 番 譲受人「△△△△」さん、申請地は田 1 筆 = 3,020 m²

受付番号 10 番 譲受人「△△△△」さん、申請地は田 1 筆 = 2,265 m²

議案 5 ページをご覧ください。受付番号 11 番についてです。こちらは位置図はございません。譲渡人は「〇〇〇〇」さん、譲受人は「△△△△」さんです。申請地につきましては、田 6 筆 = 15,633 m²、畑 1 筆 = 113 m² 合計 15,746 m² です。

【理由】農業者年金の農業経営移譲のため、譲渡人の子である譲受人に使用貸借権を移動するものです。10 年前に農業経営移譲をし、経営移譲年金を受給されており、今回はその契約が満了するので、再設定するものです。

1～11 番のいずれの案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。

議長

以上の案件につきましてご意見ご質問をお願いします。

(意見・質問等なし)

議長 異議がないようですので採決を取りたいと思います。異議なしの方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員の異議なしで許可申請を認めます。それでは次の案件に移ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 はじめに、農地転用に関する農地法第4条と第5条について、簡単にご説明いたします。農地法第4条と第5条は、どちらも農地を住宅や駐車場など、農地以外に転用するための規定です。違いは、4条は所有者が自ら転用するもので、5条は売買や貸借などを伴って別の人が転用するという、権利の移動があるかどうかです。なお、本日ご審議いただく転用案件は、すべて第5条となります。

審査におきましては、主に2つの基準で確認を行います。1つ目は、農地の優良さや営農条件に応じて第1種から第3種などに分類し、転用が可能かを判断する「立地基準」です。2つ目は、計画通りに事業が行われるか、周辺の農地や用水・排水に支障が出ないかを確認する「一般基準」です。各議案の事務局説明において、該当する農地区分や基準について触れてまいりますので、あわせてご確認いただければと存じます。

なお、4条・5条の許可権者は県知事となりますので、農業委員会では、県へ進達するにあたり意見を述べる立場として審査を行います。それでは、7月に申請のありました農地法第5条の案件について説明に入ります。議案6ページをご覧ください。

今回4件の申請がありました。田7筆 4,731.88㎡、畑1筆 59㎡ 合計 4,790.88㎡ です。議案の7ページをご覧ください。

受付番号1番についてです。「資料」6ページの位置図も合わせて御覧下さい。譲渡人は「〇〇〇〇」さん、譲受人は「△△△△」さん、「☆☆☆☆」さんです。申請地につきましては、田1筆 = 495㎡です。転用目的は「住宅敷地」です。譲受人は現在、南砺市の夫の実家に居住していますが、将来の家族計画を見据え、妻の実家近くにて住宅を取得したいと申請があったものです。農地区分につきましては「3種農地」、許可基準について「原則許可」という事で判断しております。

受付番号2番についてです。「資料」6ページの位置図も合わせて御覧下さい。譲渡人は「〇〇〇〇」さん、譲受人は「△△△△」です。申請地につきましては、田5筆 = 4,100.88㎡です。転用目的は「分譲住宅」です。申請地は用途地域で、周辺に教育施設、行政施設、商業施設が充実しており、近隣の分譲地は2年程度で完売している状況です。周辺企業の従業員が住宅を取得することも考えられ、付

近における住宅需要に応えるために、分譲住宅地を整備したいと申請があったものです。1 区画 200～300 m²で 14 区画の分譲を予定しています。農地区分につきましては「3 種農地」、許可基準について「原則許可」という事で判断しております。

受付番号 3 番についてです。「資料」7 ページの位置図も合わせて御覧下さい。譲渡人は「〇〇〇〇」さん、譲受人は「△△△△」です。申請地につきましては、田 1 筆 = 136 m²です。転用目的は「宅地拡張」です。無断転用の是正案件です。申請地は、昭和 52 年に建設されたショッピングセンターの敷地の一部として利用されていましたが、現在は解体されています。対象地は用途地域の第一種住居地域に属しており、今後アパートを建設するにあたり、地目を是正するために申請があったものです。農地区分につきましては「3 種農地」、許可基準について「原則許可」という事で判断しております。

議案の 8 ページをご覧ください。受付番号 4 番についてです。「資料」8 ページの位置図も合わせて御覧下さい。譲渡人は「〇〇〇〇」さん、譲受人は「△△△△」です。転用目的は「旅館敷地」です。無断転用の是正案件です。申請地付近で昭和 63 年に旅館を建設したときに、申請地も旅館敷地となったものの、農地法 5 条の許可を得ていなかったため、申請があったものです。農地区分につきましては「2 種農地」、許可基準について「既存地拡張」という事で判断しております。以上です。

議長 今の議案についてご意見・ご質問はございませんか

〇〇委員 今の許可については、事前に地区ごとに話をした上で今の委員会に諮っているのか、それとも既に実行されたものを諮っているのか。

事務局 基本的には農業委員会の許可を得てから行うものです。ただし議案の 3 番と 4 番については許可を得ず行っていたので是正するため申請するものです。

〇〇委員 分かりました。

議長 他にございませんか。それでは意見がないようですので採決に入ります。異議なしの方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により提案通り承認されたものとします。続きまして議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画（案）について、お願いします。

事務局 議案書の 9 ページをご覧ください。県から農地中間管理機構として指定を受けている「公益社団法人富山県農林水産公社」より、農用地利用集積等促進計画が提出されたので、承認を求めるものです。農地の賃借

については、農業委員会の承認が必要であり、これまでは、所有者と耕作者が直接貸付けを行う「利用権設定等促進事業（いわゆる相対）や、所有者が農協に貸付けて農協が耕作者に貸付けを行う「農地利用集積円滑化事業（いわゆる農協仲介）」がありましたが、これらは令和6年度までに終了し、令和7年度から農地中間管理事業に一本化されています。農地中間管理事業とは、農地中間管理機構が農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人にまとまりのある形で農地を貸し付ける事業です。農地中間管理機構は、市町村が作成した地域農業の将来設計図「地域計画」の達成に資するよう、「地域計画」に位置付けられた担い手等へ貸し付けることで、農地の集積・集約化を進めています。今回は8月分として、全部で79件、238筆の申請がありました。内訳は、全て田となっており、面積は288,217.00㎡です。これらの申請のあった農用地利用集積等促進計画について、承認を求めるものです。詳細については、10ページから12ページをご覧ください。

議長 ご意見・ご質問はございますか。

〇〇委員 質問ですが、農地の貸し借りは通常4月ごろ、田植え前だと思うが、今の8月に貸し借りの権利を設定するのはどういうことでしょうか。

事務局 精算は年1回11月末にあるので、今回設定されれば今年11月の精算に間に合うという意味であります。

〇〇委員 賃借している場合の契約書の控えは農業委員会に保管されていますか。

事務局 本人・農林水産公社・農業委員会それぞれ持っております。

〇〇委員 結局、耕作関係が今すぐ変わるわけではないのでしょうか

事務局 おっしゃる通りです。8月の設定までは、8年度産の設定となります。

議長 異議がなければ挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員の挙手で承認されました。次に報告事項になります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご説明願います。

事務局 18条第6項の通知書は、農地の賃貸借の合意解約が行われた際、当事者から農業委員会へ届出されるものです。許可案件とは異なり、合意解約の届出を受理したことの報告事項となります。それでは、議案の13ページをご覧ください。今回31件の届出がありました。全部で87筆・面積については田30,544.88㎡、畑12,878㎡、樹園地4673.30㎡、合計48,096.18㎡です。議案の14～20ページに明細を記載し、備考欄には合意解約理由を記載しております。以上です。

議長 質問・ご意見ございますか。

(特になし)

議長 特にないと認めまして、次に行きたいと思います。その他の案件について事務局から順次お願いいたします。

事務局 ・地域計画及び目標図について説明。
地域計画＝従来の農地プランを踏まえ、農業者と地域の方で話し合って定めた、将来の農地利用の姿を明確化した、地域農業の設計図のようなもの。
目標図＝地域計画と合わせて作成された、将来目指す農地利用を示したもの。地域計画・目標図に変更があった場合はご意見いただきたいこと、地域の実情等問い合わせすることもあるので、その協力をお願いした。

・令和８年度農地パトロールの実施依頼
毎年遊休農地の発生防止・解消と実態把握を目的として行っている。今年もお願いしたい。

議長 配布資料の説明が抜けていたので、説明をお願いしたい。

事務局 ・帽子と腕章について補足の説明。

・名簿について
説明農業委員担当地区名簿、農業委員名簿の２種類説明。
・全国農業新聞購読依頼
・個人負担金（２万円）負担依頼

〇〇委員 農地パトロールについて、前回赤色で示した部分について、もう復旧できないということで写真も撮ってお渡ししたのですが、今回も前回と同じ作業をしなければならないのでしょうか。

事務局 前回赤色で示した部分については行く必要はございません。

〇〇委員 過去の実績を活かしてパトロールする手法はとれないのでしょうか。また１から全部パトロールし直さなければならないのでしょうか。

事務局 毎年パトロールを実施しており、色がついている所については皆さんにお配りしております。全部耕作しているところについては色がついていないので、遊休農地がなければその旨報告をお願いします。色がついていないのは、そこに遊休農地がなかったという意味でございます。

〇〇委員 確認はしておいて、何もなければ写真を撮ったりする必要はないと

いう事でよいか。

事務局 おっしゃる通りです。状況が変わった所、遊休農地化している所については写真をお願いします。

〇〇委員 例えばため池改修のための土砂置き場は遊休農地とみなさなくて良いか。

事務局 おっしゃる通りです。

〇〇委員 遊休農地の定義を教えてください。

事務局 実施要領を読み上げる。

〇〇委員 耕作されていない農地のことで良いか。

事務局 おっしゃる通りです。耕作されていない農地で草が茂っているところが緑色、樹木が茂っているところが黄色、森になっているところや池になっているところは赤色になります。

〇〇委員 図を見ると現在耕作しているところも赤色になっている。

事務局 そこは改めて確認をお願いしたい。

議長 他に意見はございますか。

〇〇委員 地図について、前年のものも頂いておりますが、せめてこれくらいの大きさにならないでしょうか。その方が色を塗りやすい。似たような田が連なっていて、間違いの元になる。拡大コピー等できないでしょうか。また、写真についてですが、コピー用紙に印刷しても差支えないでしょうか。大きさ等、委員会で活用しやすい規格はありますか。1つの地番を2枚印刷したり、複数地番を1枚にまとめて印刷することは可能と思います。

事務局 皆様のやりやすい方法で差し支えありません。地図に関してはご指摘の通りでございますので、拡大したものを用意して皆様に配布させていただきます。

〇〇委員 拡大した地図を用意頂けるということで間違いないでしょうか。

事務局 はい。用意いたします。

〇〇委員 パトロール実施期間で事務局で日程調整し、農業委員が同行すればよいのか、単独で行動するのかよく理解できない。

事務局 期間内に農業委員と推進委員で日程を調整いただいて回っていた

だくことになります。

〇〇委員 拡大した地図が届いてからパトロールを実施すればよいでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりです。

〇〇委員 それぞれの田に地番を入れられないか。

事務局 地番の入った図面を用意するのは難しい。

〇〇委員 資料のコピー代や写真代などは、どこかから出していただけますか。

事務局 費用は特に予算で見えておりません。データ等頂けましたら事務局で対応いたします。

〇〇委員 写真について、赤、黄色、緑全てについて必要でしょうか。

事務局 色をつける農地全てについて写真は必要となります。

議長 いろいろ疑問点があると思いますが、また事務局へ質問をお願いします。以上で今日の会議を終了しようと思いますが、何かございますか。

(特になし)

議長 次回は9月8日午後2時から302会議室で行います。後日案内をお出しします。よろしくお願いします。それでは第1回の総会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

次回の農業委員会 令和8年9月8日(火) 午後2時
(閉会時刻 午後3時15分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長